

一般社団法人未来への架け橋 定款

令和6年9月11日作成
令和6年12月1日変更

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人未来への架け橋と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、知的障害のある人たちの社会的自立に向けた支援教育の質の向上を図るとともに、彼らの充実した人生の実現を目指し、もって彼らの豊かな生活の実現に寄与することを目的として、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 前号に付帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(社員の資格)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同し、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- ② 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の定数)

第6条 この法人に社員2名以上5名以内を置く。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退社)

第8条 退社しようとする社員は、その理由を記載した退社届を代表理事に提出し、代表理事の承認を得なければならない。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. 当法人の名誉を著しく毀損し、または信用を失わせる行為があったとき
2. この定款または社員総会決議に反するような行為があったとき
3. その他正当な事由があったとき

(資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 当該社員が解散または死亡したとき
2. 総社員の同意があったとき

(権利の喪失及び義務の履行)

第11条 退社した者、除名された者または資格を喪失した者は、社員としての権利を失う。ただし、在会中の義務は履行しなければならない。

第3章　社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任または解任
2. 事業計画および収支予算の承認
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 定款の変更
2. その他法令で定められた事項

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名または記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上
 - 2 監事 1人以上
- ② 理事のうち1名を理事長とする。
- ③ 理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- ② 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第24条 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

- ② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- ② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般法人法の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年一期とする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号、第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- ② 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 32 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 当法人の定款変更は、社員総会の決議による。

(解散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- ② 当法人の解散の決議は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上にあたる多数をもって決する。

(残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人または公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第37条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事	長谷川正人
設立時理事	長谷川美栄
設立時理事	井手祐輔
設立時代表理事	長谷川正人
設立時監事	入江元太

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

第38条 当法人の設立時の社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

東京都新宿区西新宿三丁目9番7-2408号	長谷川正人
東京都新宿区西新宿三丁目9番7-2408号	長谷川美栄
福岡市博多区竹下一丁目3番34-504号	井手祐輔

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。